

商品名 定期積金(自動解約)

[2026年2月16日現在]

商品名(愛称)	定期積金(自動解約) (スーパー積金自動解約)
販売対象	法人、個人
期間	6か月以上5年以下
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	毎月の約定払込日に自動口座引き落としにて払込みます。 1万円以上 1,000円単位
払戻方法	満期日以降に給付契約金を支払います。当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している場合は、当初満期日に自動解約のうえ、給付契約金(税引後)の全額を、自動振替口座に入金します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	固定金利(契約時の店頭表示の利率[年利回り]を満期日まで適用します) 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 給付補填金は、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる個人の利息には「復興特別所得税0.315%」が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません) 法人は総合課税となります。
手数料	-
付加できる特約事項	-
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合: 解約日の普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合: 約定年利回り×60% (ただし、解約日の普通預金利率を下限とする)
金利情報の入手方法	金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または顧客相談室(9時～17時、フリーダイヤル0120-102-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター(10時～16時)にお申し出ください。
その他参考となる事項	払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息を徴求します。 払込みの遅延により満期日が繰延べされている場合であっても、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している時は、当初満期日に自動解約のうえ、給付契約金(税引後)の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額を、自動振替口座へ入金します 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。